

令和元年度第 1 回 受動喫煙防止対策に関する

施設管理者向け説明会～今やらなくてはいけないこと～

東京都受動喫煙防止条例及び改正健康増進法の制定により、施設管理者には受動喫煙防止対策を講じる義務が定められました。

9 月 1 日から、飲食店では、店内における喫煙・禁煙状況の店頭掲示が義務付けられます。また、2020 年 4 月 1 日から、飲食店や宿泊施設、事業所など、多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となります。屋内に喫煙室を設ける際は、法令の定める技術的基準を満たさなければなりません。さらに、飲食店では、客席面積や従業員の有無などの要件を満たせば、店内を禁煙にするか喫煙にするか選ぶことができます。

このたび、飲食店や宿泊施設等の施設管理者の方々を対象に、いつまでにどのような準備をしていただく必要があるか、具体的にお伝えする説明会を開催することとしましたので、お知らせします。

1 対象

主に飲食店、宿泊施設等の施設管理者 ※参加費は無料です。

2 開催日時

令和元年 8 月 6 日（火曜日） ※午前・午後は同内容です。

【午前の部】午前 10 時 30 分から午後 0 時 20 分まで（午前 10 時開場）

【午後の部】午後 2 時から午後 3 時 50 分まで（午後 1 時 30 分開場）

3 場所

牛込^{たんす}筆筍区民ホール（東京都新宿区筆筍町 15 番地）最寄駅：都営大江戸線 牛込神楽坂駅 A1 出口より徒歩 0 分

4 定員

各部 370 名（先着順）

5 内容

講義 1「受動喫煙防止対策に関する新たな制度について」 東京都福祉保健局

〈●施設管理者の責務 ●9 月 1 日からの飲食店における店頭表示義務 ●喫煙室の設置方法や設置の際の補助金 等〉

講義 2「喫煙室等設置に関する技術的基準の具体的な対応について」

市川 英一氏（一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 労働衛生コンサルタント）

〈●喫煙室設置の際の技術的基準 ●正しい計測方法 ●喫煙室設置の好事例 等〉

6 申込方法

事前申し込みが必要です。F A X、Eメール、W E Bでお申込みいただけます。

詳細については、とうきょう健康ステーション（福祉保健局ホームページ）を御参照下さい。

ホームページは、下記 URL 又は右の QR コードから御覧いただけます。

QRコード



URL

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kensyu/r01_01.html

※ 1 申込方法に関する問合せは、受動喫煙防止対策説明会運営事務局（03-3370-2411）までお願いします。

※ 2 会場の都合上、御応募は原則として 1 企業につき 1 名様まででお願いします。

7 申込期限

令和元年 7 月 30 日（火曜日） 受講の可否の結果は 8 月 2 日（金曜日）までに送付します。

都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

本件は「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」における事業です。

ダイバーシティ（誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京）
政策の柱 3「医療が充実し健康に暮らせるまち」

▼事業の内容に関する問合せ先

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課

（電話）03-5320-4361